

# ニュージーランドの所得連動返還型奨学金の年齢制限と 「大学への需要主導の財政支援」：豪州との比較

大 岡 頼 光

## 目次

1. 本研究の背景と目的
2. NZ の所得連動返還型奨学金 (ICL) の変遷と特徴
  - 2.1 NZ の ICL の変遷
  - 2.2 NZ の ICL の特徴：年齢制限, 生活費ローン, 金利ゼロ
3. 25 歳以上の大学生の推移
4. 生活費ローンへの年齢制限の導入 (2013 年) とその影響
  - 4.1 生活費ローンへの年齢制限の導入への反対
  - 4.2 年齢制限と 40 歳以上の大学進学率の低下の関係
5. 「需要主導の財政支援」は「中高年の再教育」を促したか：NZ と豪州の比較
  - 5.1 NZ 「需要主導の財政支援」の導入と放棄
  - 5.2 豪州での「需要主導の財政支援」の 2012 年導入
    - 5.2.1 豪州での「中高年の再教育」への影響の評価
  - 5.3 NZ 「需要主導の財政支援」無しでの, 中高年の再教育促進の必要性
  - 5.4 豪州で「需要主導の財政支援」を労働党が復活
    - 5.4.1 「需要主導の財政支援」の復活：豪州大学アコード中間報告書
    - 5.4.2 復活の根拠：生涯学習とは無関係
6. 考察：研究結果と日本への示唆

## 1. 本研究の背景と目的

ニュージーランド（以下、NZ）では、65歳以上の再教育や就業が進んでいる。中高年の再教育を促すため、NZでどんな対策が打たれてきたのか、その対策の効果はどうだったかについては、優れた先行研究がある（安井 2020）。しかし、所得連動返還型奨学金（Income Contingent Loan；以下、ICL）がNZで中高年の再教育を促したかどうかについては、まだ研究が進んでいない。

本論は、これまで研究されてこなかったICLの中高年の再教育促進効果に、研究の焦点をあてる。なぜなら、日本で現在、ICLの改革・拡充が検討されており、どのように改革すべきかを考える必要があるからである。

一方、中高年の再教育、リスキリング等についても日本では促進のための検討がなされている。しかし、再教育等を促すために、ICLを拡充することには効果があるかという視点からの研究は未だなされていない。

中高年の再教育等を促すようなICLを、日本で作り出すことはできるだろうか。

この視点から、以下ではNZのICLが中高年の再教育を促したかどうかを研究し、日本でのICLの改革・拡充の検討に、参考となる知見を得ることを本研究の目的とする。

## 2. NZの所得連動返還型奨学金（ICL）の変遷と特徴

### 2.1 NZのICLの変遷

年表 NZのICL関連

- 1992 授業料制度・ICLを導入
- 2000 大学在学中の名目金利がゼロに
- 2006 「利子なし学生ローン政策」が導入され、利子は政府補助に
- 2013 生活費ローンへの年齢制限の導入

1992年、NZは授業料制度を導入した。授業料は所得に応じて発生し、

所得税で徴収されるという点では、先行して導入された豪州の HECS<sup>1</sup> に似ている。しかし、大きな違いがあり、そのうちの一つは、ミーンズテスト付きの所得支援が含まれていることと、債務の実質金利が年 5% 程度であったことである (Chapman 2014: 17)。

NZ では、2000 年の改革で、大学在学中の名目金利がゼロになった（それまでは学生がローンを借りた時点から実質金利がかかっていた）。さらに、卒業後の実質金利は、それまでの金利をやや下回る水準で凍結された。この変化は驚くべきものであった。以前は、公式の試算によると、100 を貸したら 90 が返済されることになっていた。しかし、この変更により、100 のうち 77 しか返済されないと見積もられた (Ministry of Education, NZ 2002: 7)。この変更は、大学在学中の学生への補助金がすべての学生に適用されるため、まさに非常に高価なものであった。重要なメッセージは、一見小さな調整が政府にとって非常に高価になり得るということである (Barr 2014: 70-1)。

さらに 2006 年に「利子なし学生ローン政策」が導入され、利子は政府補助となった。当初は利子あり（政府借入コストより 1% 高く設定。実質 5%）の制度だったが、利子を課すことに対して反対の声が強かったためである (未来工学研究所 2018: 156, Ministry of Education, NZ 2016: 11, 22)。

2013 年には、55 歳以上の学生は、学生ローンシステムは授業料向けだけに制限された (Ministry of Education, NZ 2013: 67, Norton & Cherastidtham 2014: 40)。55 歳以上の人は、2013 年 1 月 1 日以降に就学する場合、学生ローンを使うことができるのは授業料部分のみとなり、生活費にはローンは使えなくなったのである (Ministry of Social Development, NZ 2012)。

---

1 HECS は、豪州の所得連動返還型奨学金 (ICL)。豪州では、無料だった大学授業料が 1989 年に個人負担とされるとともに、HECS (Higher Education Contributions Scheme, 高等教育拠出金制度) が始まった (大岡 2023)。

## 2.2 NZ の ICL の特徴：年齢制限，生活費ローン，金利ゼロ

中高年の再教育を促す ICL を構想するという本論の視点から，注目すべき特徴を整理しよう。

第一に注目すべき NZ の ICL の特徴は，生活費ローンを 55 歳以上は使えないという年齢制限が 2013 年に導入されたことである。この年齢制限によって，再教育を受けようとする中高年が減ったのではないかと推測される。それを本論は後述の 4.2 でデータにより検討する。

第二に，NZ の ICL には生活費ローンがあるが，これは豪州には元々なかった。豪州で生活費にも ICL が適用されるようになったのは，2016 年である<sup>2</sup>。それまでは，学生の生活費を支援するための資金を組み込んだ ICL を，資力調査の上で実施していたのは，イギリスと NZ の 2 カ国であった。

豪州では，HECS の生活費への利用をモデル化し，政策的な検討材料とするさまざまな試みが行われた (Chapman 2018: 483)。たとえば，Chapman et al. (2009) は次のように指摘した。転職を考えている 30 歳代や 40 歳代前半のフルタイムの社会人は，住宅ローンや子供の学費の支払いなど，かなりの固定費を抱えている可能性が高い。このような状況で新たな資格を取得しようとする人は，「生活費」と「教育費」の両方を調達する必要があり，前者が主な費用となる (Chapman et al. 2009: 170)。

第三に，NZ では 2006 年に ICL の金利がゼロとされた点である。

## 3. 25 歳以上の大学生の推移

次に，NZ における 25 歳以上の大学生等の推移を見てみよう。図表 1 は，年齢層別人口に占める高等教育機関の学生の割合の 1982 ～ 1995 年の推移を示したものである。

2 2016 年，豪州政府は，従来の学生スタートアップ奨学金（学生所得扶助を受けている学生に対する一時金）を，所得に応じたローンである ICL の学生スタートアップ・ローン (Student Start-up Loan) に変更した。対象となる学生は，2018 年現在，年 2 回，1,055 豪州ドル（計，年間 2,150 豪州ドル）を受け取ることができる (Norton et al. 2018: 50)。

図表 1 年齢層別人口に占める高等教育機関の学生の割合（1982～1995）

Year	19 and Under	20-24	25-29	30-34	35-39	40+
1982	10.3	11.8	4.5	3.2	2.4	1.2
1983	10.2	12.0	4.6	3.4	2.5	1.0
1984	9.6	11.6	4.6	3.1	2.3	1.1
1985	9.9	11.8	4.7	3.1	2.5	1.1
1986	10.4	12.3	4.8	3.4	2.6	1.1
1987	10.5	12.6	5.0	3.8	2.9	1.3
1988	10.8	13.1	5.1	3.9	3.1	1.4
1989	10.9	13.9	5.3	4.0	3.4	1.5
1990	13.1	15.6	5.8	4.3	3.8	1.7
1991	14.3	18.1	6.9	5.2	4.3	2.1
1992	15.9	20.1	7.5	5.7	5.0	2.5
1993	16.7	21.5	8.4	6.1	5.3	2.7
1994	17.0	22.0	8.6	6.2	5.2	2.7
1995	16.7	22.4	9.1	6.8	5.7	3.0

出典：Maani (1997: 12)

特に 25 歳以上の学生の割合は、すべての年齢層で 2 倍以上に増えているのが分かる。一方、24 歳以下では 2 倍には達していない（図表 1）。

また、1994 年から 2004 年の間に、高等教育を受ける NZ 人の数は 75% 増加した。その増加の 45% は 40 歳以上、4 分の 3 以上は 25 歳以上の増加によるものであった（Smyth 2012a）<sup>3</sup>。

2005 年から 2011 年の年齢層別就学率は、図表 2 のように、左の 25 歳未満では学部生 (Bachelors degrees) と大学院生 (Graduate/Postgraduate)

3 ロジャー・スマイス (Roger Smyth) は、NZ の高等教育に関する独立アドバイザー。大学経営、政府、コンサルタントなど、高等教育分野で 30 年以上の経験を持つ。2017 年 4 月まで教育省の高等教育政策グループマネージャーであった。2002 年に同省に入省する前は、リンカーン大学でアカデミック・マネージャーとして 14 年間勤務し、2001 年に副学長補佐となった (Smyth 2023b)。

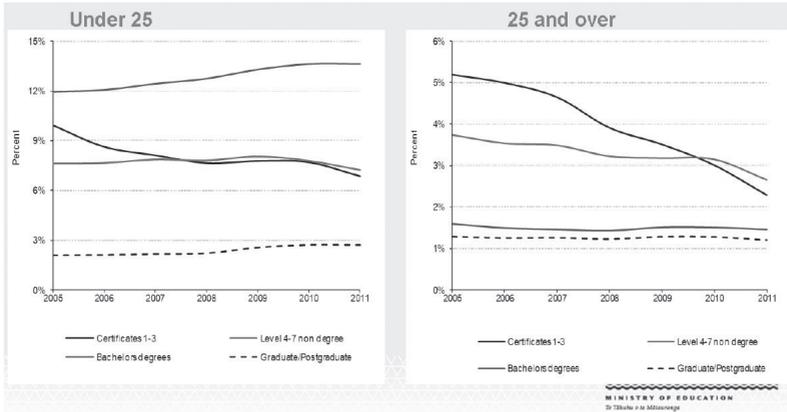
2022 年 9 月 9 日、NZ のオークランドから Zoom によってウェリントンにいるスマイスにインタビューを行った。スマイスは、その後様々な情報をメールで提供してくれた。Smyth, R. の文献で、https の情報がないものは、Smyth 自身がメールで筆者に送ってくれたファイルである。引用の許可はスマイスから得た。

また、スマイスを紹介してくれたのは、ショレー・マーニ (Sholeh Maani) オークランド大学経済学部教授である。同教授には、2022 年 9 月 15 日にインタビューを行ったが、その日程調整のメールの中でスマイスをご紹介いただいた。同教授を紹介してくれたのは、ブルース・チャップマン (Bruce Chapman) 豪州国立大学名誉教授であった。

以上、記して感謝する。

が増える一方、右の 25 歳以上では横ばいである。

図表 2 年齢層別就学率 2005-2011



左側 (25 歳未満) : 一番上が Bachelors degrees,  
右側 (25 歳以上) : 下から 2 番目が Bachelors degrees

出典 : Smyth (2012b: 23)

図表 2 の Certificates 1-3 は修了証 1-3 と訳せる。NZ における高校以降の教育を提供する、総合大学以外の公立・私立の教育機関での、入門コースの修了証である。

福本 (2012) によれば、NZ の多岐にわたる教育活動を提供する高等教育機関(Tertiary Education Organisations)は、1989 年教育法 162 条(Education Act 1989) により次のように分類される。①教員養成を主目的とする「教員養成カレッジ」(college of education), ②実務資格取得を主目的とする「ポリテクニク」(polytechnic)<sup>4</sup>, ③専門家養成を主目的とする「スペシャリスト・カレッジ」(specialist college), ④高等教育を行う「大学」(university), ⑤先住民マオリの慣習に従ってマオリの文化・伝統を学び実用化していくことを目的とした「ワナンガ」(wananga)<sup>5</sup>である。また

4 公立の高等専門学校。職業に深く結びついた技術、知識を習得できる。より詳しくは、杉本 (2004) を参照。

5 ニュージーランドのポリネシア系先住民マオリがマオリ語をもちいて「マオリの知」を教育、研究するための高等教育機関 (角田 2022)。

これ以外にも、多様な私立高等教育訓練機関 (Private Training Establishments) や、職業訓練機関 (industry training organisation) がある。これらのうち大学、ポリテクニク、ワナンガはすべて国立である。2012年9月現在、これらの機関に在籍する学生の総数は約506,000人で、大学は8校、ポリテクニクが20校、ワナンガが3校、私立高等教育訓練機関が636校、職業訓練機関が38校となっている（福本 2012: 289）<sup>6</sup>。

NZでは、政府機関が教育制度のあらゆる領域で品質を維持するためのシステムを構築している。その教育の品質を認定・保証している政府機関の一つに、NZ資格庁 (NZQA: New Zealand Qualifications Authority) がある。NZQAは、資格の種類・規定の定期的な見直しをはじめ、全国共通試験の実施、工科大学・ポリテクニクや語学学校など、高校以降の教育を提供する、総合大学以外の公立・私立の教育機関の品質保証を行っている。また、NZQF (New Zealand Qualifications Framework = NZ資格フレームワーク) というシステムを設置して、高校、総合大学、工科大学・ポリテクニクなどで取得した単位や学位、資格が全国的に互換・認定されるシステムが確立している（奥 2020: 294-5）。

NZQFの修了証1～3は入門コースである。レベル1の修了証は、基本的な知識と仕事のスキルを学生に提供する。レベル2の修了証は、より具体的ではあるが、業務分野の入門的な知識とスキルを提供する。標準的なプロセスを適用し、仕事の分野に関連する読み書きと計算のスキルを適用することを学ぶ。レベル3修了証では、学生はその分野におけるより実践的で理論的な知識を示し、さらに標準的なプロセスやコミュニケーションスキルを学び、学習に対する個人の責任を示し、身近な問題に対するさまざまな解決策を適用することを学ぶ。識字能力と計算能力は、これらの修了証書の構成要素であることが多いが、それでも非常に職業に特化した

---

6 2002年の機関数・学生数・教員数等については、杉本（2004）を参照。大学、ポリテクニク、ワナンガの機関数は、2002年と2012年で変化がない。私立高等教育機関は2002年の機関数は506、2012年には636と、10年で急増した。2006年の学生数等については、水田（2007）を参照。

ものであると言える (ETH Zurich, KOF Swiss Economic Institute 2019: 29)。

図表 3 NZ 統一資格枠組み

レベル	シーケンス
10	Doctoral Degree
9	Master's Degree
8	Postgraduate Diplomas and Certificates, Bachelor Honors Degree
7	Bachelor's Degrees Graduate Diplomas and Certificate
6	Diplomas
5	
4	
3	Certificates
2	
1	

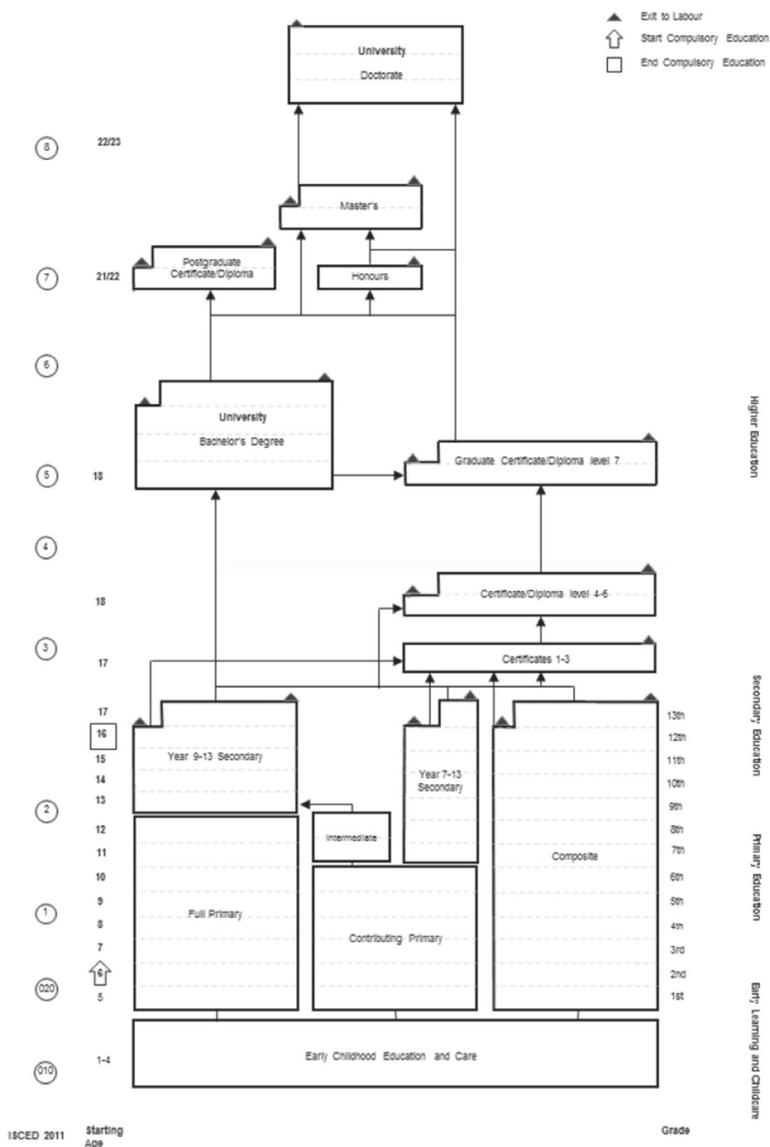
出典：福本 (2020: 163)

福本 (2020) によれば、現在の NZQF は 2016 年 5 月に施行された。NZQF は、図表 3 のように、レベル 1 からレベル 10 の 10 段階に分かれている。それぞれの資格のねらいと取得に必要な学習到達度等は NZQA が規定する。レベル 1～3 は、後期中等教育段階での全国資格認定試験 (NECA<sup>7</sup>) と同様のレベルとなる。通常、11 学年 (高校 1 年生) でレベル 1、12 学年 (高校 2 年生) でレベル 2、13 学年 (高校 3 年生) でレベル 3 の内容の国内統一試験を年末 (12 月) に受ける。テストの結果で規定の単位数が取得できた場合にのみ、そのレベルの国内資格が取得できるというシステムである (福本 2020: 163-4)。

2011 年の国際標準教育分類 (International Standard Classification of Education, ISCED) による NZ の教育システムのマッピングが、図表 4 である (ETH Zurich, KOF Swiss Economic Institute 2019: 17)。

7 NECA については、中村 (2021) も参照。

図表4 国際標準教育分類 ISCED 2011 による NZ の教育システムのマッピング



出典：ETH Zurich, KOF Swiss Economic Institute (2019: 17)

国際標準教育分類 (ISCED) とは、教育のプロセスと成果に関するデータを収集、分析および比較するために作られた国際的なフレームワークである。ユネスコ (UNESCO) により 1976 年に開発され、1997 年、2011 年に改訂された。複雑な各国の教育システムを比較するため、0～8 の教育レベルと分野から分類され、幼児教育等をレベル 0 とし、初等教育、前期中等教育、後期中等教育、中等後教育 (非高等教育)、短期高等教育、高等教育 (学士)、高等教育 (修士)、高等教育 (博士) によって構成されている。この分類は、各国の教育システムや状況を反映するため、学校教育だけでなく、ノンフォーマル教育などさまざまな教育制度を対象としている。世界的に生じている高等教育のグローバル化や教育のパフォーマンスを評価する観点から、国際的な議論を踏まえて作られた分類と、比較可能な教育統計に対する需要が高まっている (コトバンク 2023)。

ユネスコ統計局 (UIS) は、ウェブサイト (<http://uis.unesco.org/en/isced-mappings>) のデータベースに各国の ISCED マッピングを示しており、各国の教育制度の変化を適切に反映するためにマッピングは更新される。そしてマッピングが ISCED 分類に従い、必要に応じて更新されることを保証するために、各国およびパートナーである Eurostat や OECD などのデータ収集機関と密接に協働している (佐藤ほか 2019: 90-1)。

図表 2 の年齢層別就学率の Level 4-7 non degree は、図表 4 の右側、中等教育 (Secondary Education) と高等教育をつなぐ段階に位置している。

以上を前提に、図表 2 を再び見ると、修了証 (Certificates) 1-3 が特に 25 歳以上で大きく就学率が下がっているのが目立つ。

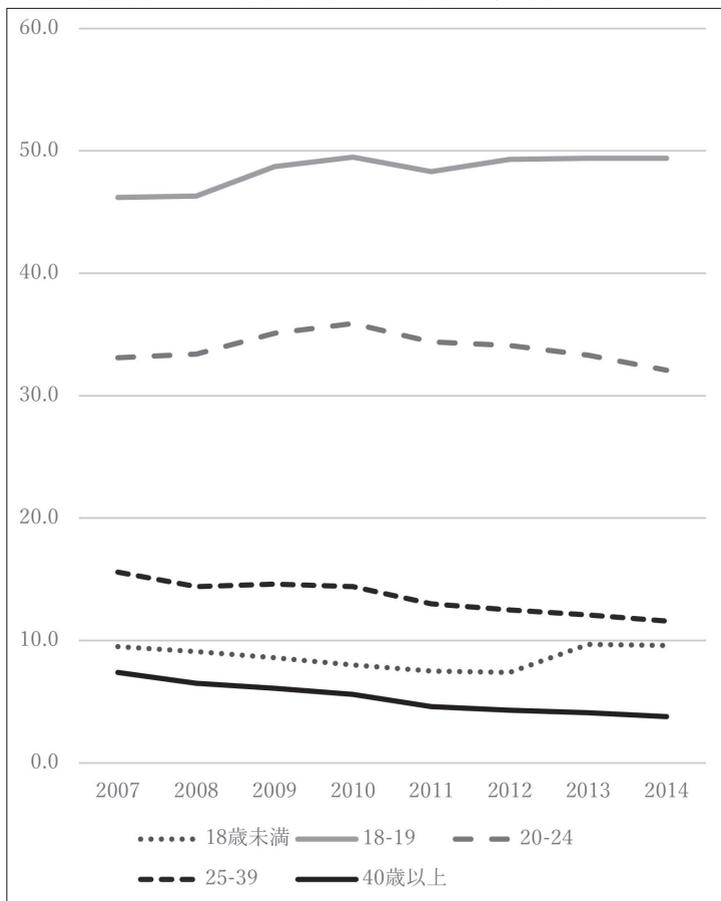
R・スミスによれば、これは奨学金制度の変更によって生じた変化ではない。「需要主導の財政支援」(Demand Driven Funding) を廃止し、同時に実施した様々な対策のためだという<sup>8</sup>。これについては、4.2 と 5.1 で後述する。

---

8 2022 年 9 月 9 日、スミスへのインタビュー。

また、図表5のNZ 高等教育就学率（年齢層別），2007-2014 と，図表6の国内学生の年齢層別，資格の種類／レベル別 2008-2020 年を見ても，25 - 39 歳，40 歳以上の就学率が下がる傾向にあることが分かる。

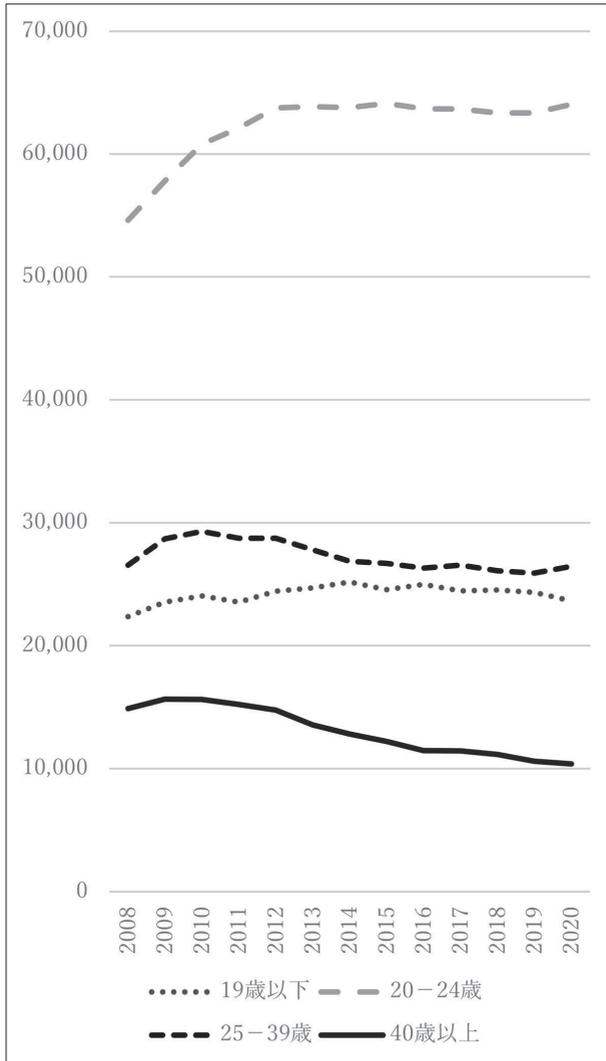
図表5 NZ 高等教育就学率（年齢層別），2007-2014



出典：Ministry of Social Development, NZ (2016: 88)<sup>9</sup>より筆者作成。

9 Ministry of Social Development は社会開発省で、略語は MSD。2015 年現在、社会保障を管轄する省は、社会開発省と保健省 (MOH: Ministry of Health) である。MSD は 2001 年 11 月、それまでの社会政策省 (Ministry of Social Policy) と雇用・所得庁 (Department of Work and Income) の統合により設置された。MSD は、2015 年現在、5 部門を配置している (芝田 2015: 102)。

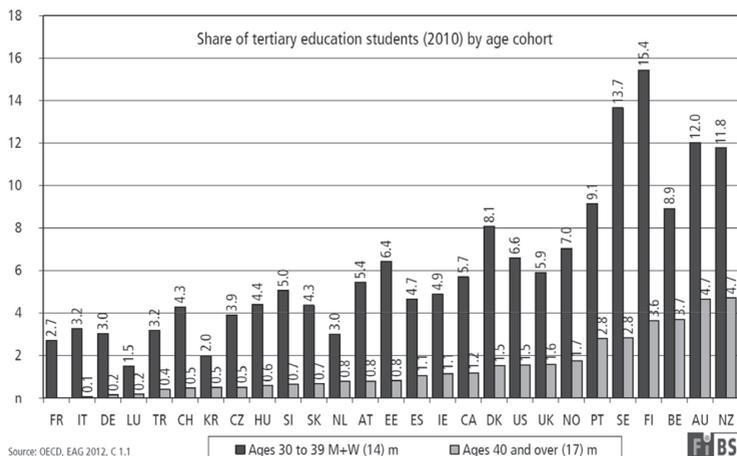
図表 6 年齢層別の国内学生数の推移 2008-2020 年



出典：Smyth (2022a) より筆者作成。

図表 7 は、40 歳以上の学生の割合でランク付けしたもので、NZ と豪州は、この年齢層の高等教育受講者の割合が最も高く、4.7%である。

図表7 年齢コーホート別の高等教育学生の割合(40歳以上の割合に基づく順位)

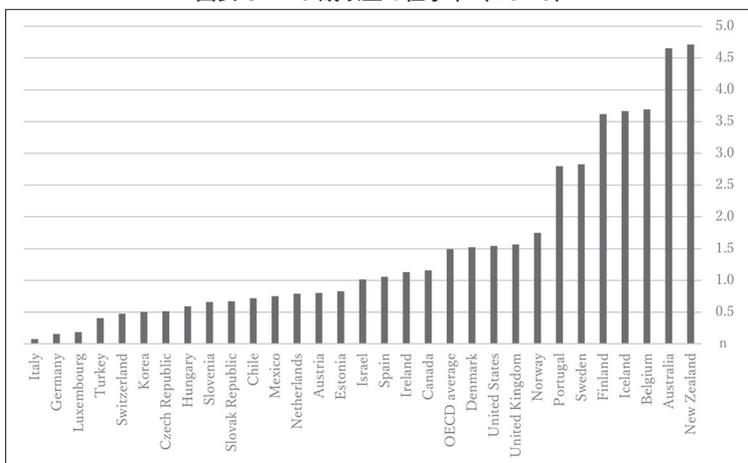


Source: OECD, EAG 2012, C.1.1

出典：FiBS & DIE（2013: 206）

図表7の元データである OECD（2012）の C1.1a. Enrolment rates, by age（2010）から筆者が作成した、40歳以上の在学率（2010）のグラフが図表8である。NZは豪州より在学率が少し高く、トップに立っていた。

図表8 40歳以上の在学率（2010）



出典：OECD（2012）より筆者作成

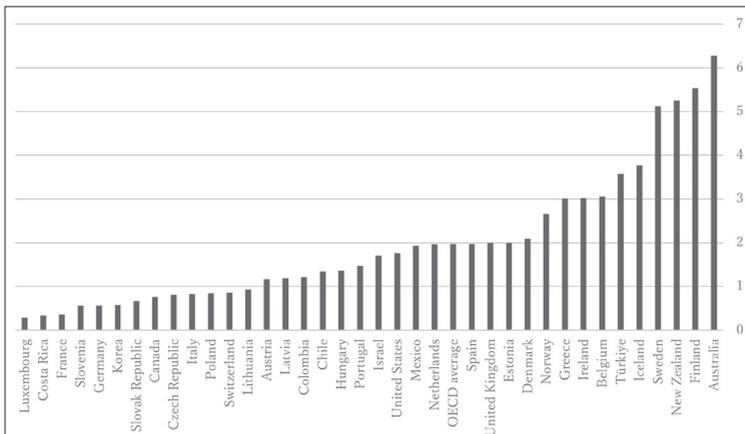
4.1 で詳しく後述するように、NZ は 2013 年に、55 歳以上は授業料のみに ICL を使える制度に変更した。生活費には ICL を使えないようになった。

では、その後、この制度変更の影響によって NZ だけが 40 歳以上の在学率を下げ、豪州はそのままトップに近い位置を維持しただろうか？

OECD (2022) Table B1.1. Enrolment rates by age group から筆者が作成した、図表 9 を見ると、NZ だけが在学率を下げたことが分かる。一方、豪州は在学率を上げ、トップになっている。

なぜ図表 8 から図表 9 のような変化が起きたのか。以下では、それを検討する。

図表 9 40～64 歳の在学率 (2020 年)



出典：OECD (2022) より筆者作成

## 4. 生活費ローンへの年齢制限の導入 (2013 年) とその影響

### 4.1 生活費ローンへの年齢制限の導入への反対

Binning (2011) によれば、NZ 政府は、55 歳以上のローンを授業料のみに制限することを 2011 年 5 月 19 日に明らかにした。これにより、年間 1000 NZ ドルまでのコース費用や週 160 NZ ドルまでの生活費はローンの

対象外となる。

この動きは、高齢の学生を怒らせ、年齢差別だと言わせた。再教育やスキルアップを望む高齢者に送られているメッセージを、Universities NZ<sup>10</sup>は疑問視した。

学生自治会連合のマックス・ハーディ共同代表は、この変更を「55歳以上の人々がスキルアップや再教育を受けにくくなる年齢差別」と表現した。「多くの学生は55歳では20年の仕事が残っている。それは非常に貴重な貢献である。……政府は別れを告げがっている」。

また、Universities NZのデレク・マコーマック会長は、融資の変更は大学にはあまり影響しないと考えているが、高齢の学生へのメッセージを懸念していると述べた。

「55歳の人々がスキルアップや再教育をすべきではないと考えることは、経済にとって良いことだとは思えない。

政府からは、“君には大学教育を受けてほしくない”というシグナルが出ていると思う。政府が意図したことではないかもしれないが、そう受け取る人もいるだろう」（Binning 2011）。

また、2012年9月20日、当時野党の労働党議員グラント・ロバートソンは、一院制の代議院(House of Representatives)で次のような質問を行った。

「公平でないのは、55歳以上の高齢者から、ローン制度の生活費部分を借りる能力を奪うことである。……

最近、私の選挙区事務所を訪ねてきたのは、55歳という年齢制限をわずかに超えた女性だった。独身だった彼女は働いてきた。おそらくあと10年から12年は働けるだろうし、彼女は再教育を望んでいる。彼女は公務員の特定の部署にいたことがあり、自分にはあまり仕事の機会がないこ

---

10 Universities New Zealandは、NZの8つの大学全体の声を代弁し、国内および国際的な意見を代表し、質の高い教育を提供し、経済的、社会的、文化的にニュージーランドに重要な貢献をしている。 <https://www.universitiesnz.ac.nz/about-universities-new-zealand>

とを悟っていた。彼女は特にコンピューターや IT 関連の仕事の再教育を受けたいと考えていた。しかし、彼女にはできない。生活費がもはやもらえなくなった。彼女には他に費用を捻出する方法がない。与党は議場で、『大学院生への手当は廃止したが、学生ローン制度で借りられる』と言いたがるが、これは正しくない。これは、再教育を受けられなくなった人の例である。……

55 歳以上の人々が学生ローン制度から生活費を借りられなくすることは、間違ったメッセージを送ることになる (House of Representatives, NZ 2012)。」

#### 4.2 年齢制限と 40 歳以上の大学進学率の低下の関係

反対はあったが、年齢制限は導入された。「2013 年に生活費ローンに年齢制限が設けられた。これは、40 歳以上の大学進学率の低下に影響を与えたと理解しているのだろうか？」とスミスに筆者は質問した。

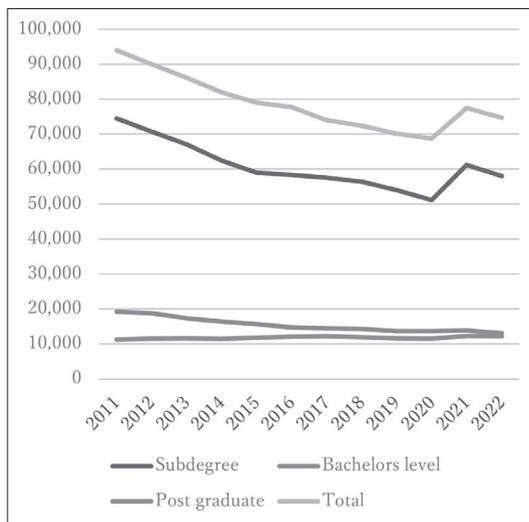
スミスの回答は下記のとおりであった。

Smyth (2023a) によれば、40 歳以上が NZ の高等教育システムに登録するのは、大学で提供される学位レベルのプログラムではなく、修了証やディプロマという学位より下のレベルのプログラムが大半を占めている。

政府が高齢者への生活費貸付を制限した理由のひとつは、フルタイムで教育を受ける場合、高齢の学生にとってそのような形態の教育の価値が疑問視されたからである。高齢の学生では人的資本の増加が少なく、その支出の費用対効果に疑問が生じたのだ。そのため、高齢者の在学率が最も減少したのは、大学以外のポリテクニクや私的な教育機関でであった。

図表 10 は、資格グループ別 (準学士, 学士レベル, 大学院) の 40 歳以上の在学者数の推移を示している。40 歳以上の大学院在学者数は全く影響を受けていない。学士号レベルについては、2013 年のローンの変更以前から、期間を通じて緩やかな減少が続いている。

図表 10 40歳以上の在学者の推移（2011-2022）

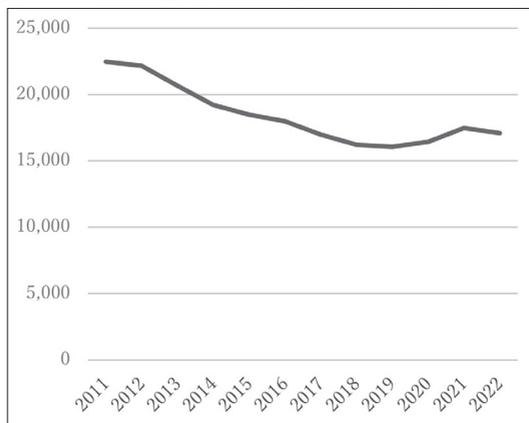


上から順に、Total（合計）、Subdegree（準学士）、Bachelors level（学士レベル）、Post graduate（大学院生）

出典：Smyth (2023a)

次の図表 11 は 40 歳以上の大学への入学者数の推移である。

図表 11 40歳以上の大学入学者数の推移（2011-2022）



出典：Smyth (2023a)

下降トレンドは、このグラフの始めの2011～2012年、つまり2013年のローン変更前から始まっている。

また、40歳以上の大学入学者数の年別の下落率を見ると、2013-2014年の下落率がやや大きい（図表12）。

**図表 12 40歳以上の大学入学者数の年別の変化率（2011-2022）**

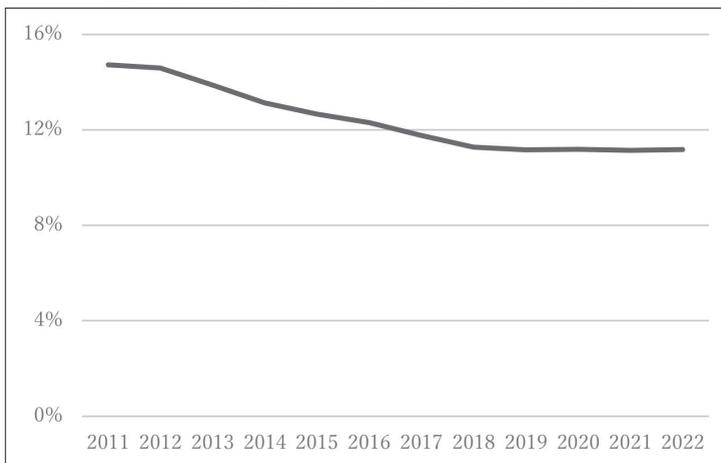
	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21	2021-22
40+ age group	-1.4%	-6.8%	-7.0%	-3.8%	-2.7%	-5.6%	-4.6%	-0.8%	2.2%	6.3%	-2.2%
All age groups	-0.5%	-2.0%	-1.7%	-0.2%	0.1%	-1.3%	-0.4%	0.2%	2.0%	6.7%	-2.5%

出典：Smyth (2023a)

図表12から分かるのは、40歳以上のグループの変化の方向は大学全体とほぼ同じだが、40歳以上の学生の方が変化が顕著であることだ。

次の図表13は、大学における40歳以上の年齢層が全体に占める割合を示している。

**図表 13 大学全体で40歳以上の年齢層が占める割合**



出典：Smyth (2023a)

40歳以上の年齢層の割合の主な下落は2013年から起こったが、変更後も数年間続き、2018年ごろには安定した。

生活費ローン政策の変更は下落に何らかの影響を与えたかもしれないが、生活費ローン政策の変更の影響を、当時市場で作用していた他の要因（例えば2008年の世界金融危機の後の景気回復）から切り離すことは難しい、とSmyth（2023a）は指摘する。

むしろ、次の5.で述べるように、「需要主導の財政支援」（Demand Driven Funding）を廃止し、同時に実施した様々な対策が、「中高年の再教育」に重要な影響を与えた。

## 5. 「需要主導の財政支援」は「中高年の再教育」を促したか：

### NZと豪州の比較

「需要主導の財政支援」は、従来のように大学が受け入れることが可能な学生数を決めておき、大学への財政支援枠を配分して上限を設定するのではなく、学生の大学進学の要望に応じて財政支援枠が決定される制度である。

「需要主導の財政支援」になると、大学は自ら受け入れることが可能な学生人数を需要に応じて決めることが可能となる（未来工学研究所2018：40、寺倉2011：162）。

「需要主導の財政支援」に関連するNZと豪州の年表をまず掲げておこう。

年表 「需要主導の財政支援」関連

- 1999 NZ 「需要主導の財政支援」に完全に移行
- 2006 NZ 「需要主導の財政支援」を放棄
- 2012 豪州 「需要主導の財政支援」を導入
- 2017 豪州 「需要主導の財政支援」を終了
- 2019 NZ 高等教育入学者数、2005年より30%減少

## 5.1 NZ「需要主導の財政支援」の導入と放棄

Smyth (2023a) によれば、1990年代後半、NZ政府は2つの重要な変更を行った。

- (1) 民間の教育機関にも公的機関と同様の資金が提供されることになった。
- (2) 政府は「需要主導の財政支援」にシフトした。つまり、有効な入学手続きをした国内学生全員に政府が資金を提供することになった (Smyth 2023a)。1999年には、「需要主導の財政支援」に完全に移行した (Crawford 2016: v, Smyth 2012a)。

「需要主導の財政支援」は、豪州でも2012年に導入された (Department of Education, AU 2020)。結果として、当初予想されていたよりも、この制度はコストがかかることになった。政府によって高等教育に支払われる金額が増加するとともに、学生ローンの利用者数も増加した (未来工学研究所 2018: 40)。

再びSmyth (2023a) によれば、NZでは「需要主導の財政支援」への移行は、各学生が学業上の入学基準を満たすという条件を通じて入学を管理していた、大学には比較的影響が少なかった。

しかし、ポリテクニク、ワナンガ、民間の教育機関では、入学条件はより柔軟であった。そうした大学以外の教育機関は、事実上、事業家的なスタンス、つまり多くの入学者を惹きつけるようなプログラムを作るインセンティブを与えられていた。このような事業家的アプローチは、特に私立の教育機関で推奨され、私立の教育機関は、1999年から2005年の間に、入学者数が68%も増加し、非常に速いスピードで成長した。しかし当時は、高等教育の規制システム (質保証やプログラム認可など) が弱かった。このような新しい教育の中には優れたものもあったが、非常に質の低いものも多かった。2000年代初頭には、「供給主導の需要」が生まれた。このような成長と質の問題の一部は1, 2校のポリテクニクとワナンガの1校でも見られたが、民間業者では深刻であった。

このような教育提供のすべてに政府が資金を提供していたため、また成長の程度が予測されていなかったため、政府の財政管理には非常に大きなストレスがかかっていた。一部の高等教育の質も非常に疑問視されていた。その結果、高等教育資金の多くは非常に価値の低い支出とみなされた。

国民の関心が高まり、財政が逼迫する中、政府は一連の質の見直しを実施し、一部のプログラムの入学者数を減らし、他のプログラムを廃止した。2005年の選挙後、政府は「需要主導の財政支援」に終止符を打ち、計画システムに変更を加え、質保証システムの強化を監督した（Smyth 2023a）。2006年に「需要主導の財政支援」は放棄された（Crawford 2016: 9）<sup>11</sup>。

2005年以降、歴代政府はパートタイム、学外、高齢の学生を対象とした大規模な低レベルのコースやプログラムへの助成を積極的に中止する措置をとった。これは、質、学生の成果、費用対効果に関して重大な問題が生じたためである（Productivity Commission, NZ 2017: 41, Nikula 2015: 134）。

上記のような一連の高等教育の質の見直しと変更を経て、入学者数は着実に減少し、2019年には入学者数は2005年よりも30%減少した（Smyth 2023a）。

ここで、NZの1980～2019年の高等教育への入学率の推移を確認しておこう（図表14）。

1980年から1989年にかけて、高等教育の就学率は毎年2%しか伸びず、該当する年齢層の伸び率を下回った。高等教育の就学率が大きく伸びた時

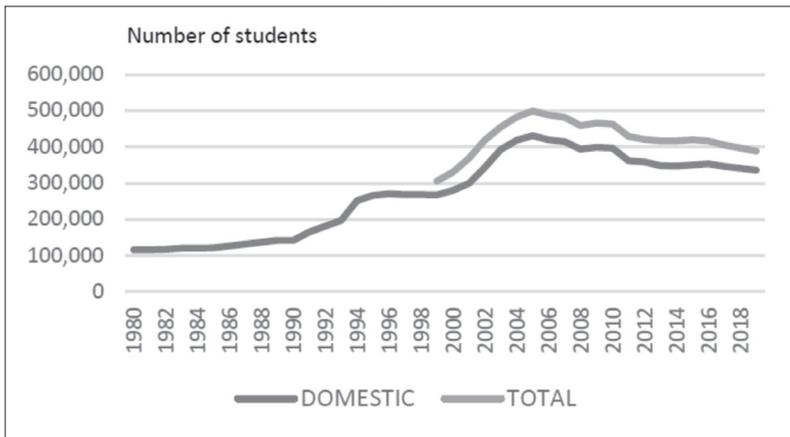
---

11 2006年に需要主導の財政支援は放棄されたが、財政支援の上限は需要を反映したものとなった。教育機関には、フルタイム換算学生数（Equivalent Full-Time Students, EFTS）の上限に対してプラスマイナス3%の許容範囲が認められた（Crawford 2016: 9）。教育機関は資金を維持するため上限の97%を達成しなければならず、また上限を超えて学生を受け入れても追加資金は得られない。教育機関は、入学者数を上限の103%まで管理することが求められた。この変更は、学生数を優先させるインセンティブを弱め、入学者数を管理させるために行われた（Smyth 2012a）。その後7年間にわたり、この新しいアプローチは、新規資金を大学へ大幅にシフトさせ、ポリテクニクやワナンガの下位レベルのプログラムからの資金シフトをもたらした（Crawford 2016: 9）。

期は2回あった。第1期は1989年から1994年にかけてで、高等教育への入学が加速し、年率12%増を達成した。1999年から2005年にかけての第2期では、高等教育の年間増加率は8%で、国内学生は43万人のピークに達した。

2005年のピーク後、高等教育への就学者数は年率2%で減少し、2019年には33万5,000人になる。2005年以降のマイナス傾向は、高等教育財政に融資上限が導入され、「需要主導の財政支援」が放棄されたことと関係があるかもしれないと Productivity Commission, NZ (2017) は指摘した (Gianella 2021: 76-7)。

図表 14 NZ 高等教育就学者数の推移 (1980-2019)



下の線 DOMESTIC 国内学生, 上の線 TOTAL 合計 (留学生含む)

出典: Gianella (2021: 77)

2005年から2019年にかけて、国内の準学士レベルの入学者数は145,000人減少したが、学士レベルの入学者数は20,000人増加した (Smyth 2023a)<sup>12</sup>。

事実上、低レベルの入学者から高レベルの入学者へのシフトが顕著で

12 なお、NZの人口は約504万人(2019年12月)であった(外務省2023)。2019年10月1日現在の日本の総人口は約1億2617万人(総務省統計局2020)で、NZの約25倍であった。

あった。学位取得者の増加の一部はポリテクニクとワナンガであったが、増加の大部分は大学入学者であった。

これは確かに大学の財政を安定させるのに役立った。しかし、それは政府の動機ではなく、財政的な圧力を管理し、システムの仕事の質を高めるため、つまり実質的に政府支出の価値を向上させるためだった（Smyth 2023a）。

福本（2012）も次のように指摘している。NZでの高等教育改革の最大のねらいは、いかに上級資格取得者を増やし、質の高い労働力を社会に送り出すかという点に尽きる。近年の政策により、低いレベルや短期の趣味的なコースへの財政提供を削減するとともに、各高等教育機関の教育成果と連動した財政配分システムが導入されている（福本 2012: 292）。

## 5.2 豪州での「需要主導の財政支援」の2012年導入

ここで3.の図表2を見ると、NZは「需要主導の財政支援システム」を2006年に廃止し、低いレベルの修了証（Certificates 1-3）を、右側の25歳以上において2011年までに大きく削減したことがわかる。豪州政府は、2012年になってから「需要主導の財政支援システム」を導入している。そのNZの情報を得ていたと推測される豪州政府は、なぜ導入したのだろうか？

豪州では、「需要主導システム」は、2008年にD・ブラッドリー教授が議長を務めた高等教育レビューの勧告（Australia Government 2008）に基づき採用された（Kemp & Norton 2014: 3, 寺倉 2011: 162）。同勧告のAustralia Government（2008）の中には、5.1で見たNZでの「需要主導システム」の放棄についての記述はない。

豪州政府は、25歳から34歳までの者のうち、学士以上の学位を有する者の割合を2020年までに40%にするという目標を掲げている。そのためには、従来のように連邦政府が予め支援枠を配分して上限を設定するのではなく、学生の大学進学の要望に応じて支援枠が決定される「需要主導シ

システム」が必要だという理屈が、Australia Government (2008) には書かれているだけである。

その後、豪州では、「需要主導システム」はどのように評価されてきたのだろうか。

Hunt et al. (2016: 42) によれば、豪州の大学では、学生数の上限が撤廃され、需要主導型のシステムが確立されたことで、大学間の入学者獲得競争が活発化し、「変革の重要な推進力」となったと、「需要主導システム」を評価した Kemp & Norton (2014: 10) はいう。しかし、Probert (2015) は、「理論的にも経験的にも、教育市場の分析から、これが質やイノベーションにプラスの影響を与えるとは考えにくい」という。学生は、自分が取りたいコースと、教育機関のステータスに基づいて入学先を選択するが、ステータスは教育機関の歴史や研究実績から判断する (Hunt et al. 2016: 42, Probert 2015: 62, 67)。豪州では、大都市圏の学生が勉強のために実家を出ることはめったにないため、アメリカやイギリスと比べて競争は非常に限られている。例えば、3つの州にはGroup of Eight(豪州で特に優れたトップ8校)の大学が1つしかないため、ステータスで優位に立てば、厳しい競争にはほとんど直面しない (Probert 2015: 62)。

一方、Polidano et al. (2017) は、「需要主導の財政支援」を、社会人訓練へのアクセスを拡大し、現役世代に職業教育訓練コース選択の自由を与える、と評価している (Polidano et al. 2017: 2)。

ただし、これは全国的な「需要主導の財政支援」の評価ではない。全国的な「需要主導の財政支援」よりも前の2008年に導入された、ビクトリア州(メルボルンのある州)のビクトリア州訓練保証 (Victorian Training Guarantee, VTG) の評価である。VTGは「需要主導の財政支援」に似た職業教育訓練への財政支援であった。それを前提に、VTGの評価を本論の視点(中高年の再教育を促すか)から確認してみよう。

Polidano et al. (2017) によれば、2008年8月、ビクトリア州政府はVTGの導入を発表した。VTGは、ビクトリア州の住民に、公的補助のあ

る職業教育訓練を受ける新しいバウチャー資格を提供した。この改革は、従来の供給主導型の財政支援モデルと比較して、2つの重要な効果をもたらした。すなわち、公的助成による職業教育訓練（Vocational Education and Training, VET）コースの上限が緩和されたことと、コース提供者（認可された民間セクターの提供者を含む）に関する個人の選択肢が大幅に拡大されたことである（Polidano et al. 2017: 9）。

その結果、VTGは25歳から54歳の職業教育訓練への参加を促進したことが示唆された。2008年から2011/12年の間に、ビクトリア州の現役世代における職業教育訓練への参加率は、絶対値で5%（6.3%から11.3%）増加し、豪州の他の州と準州との比較では4.2%増加した（Polidano et al. 2017: 33）。

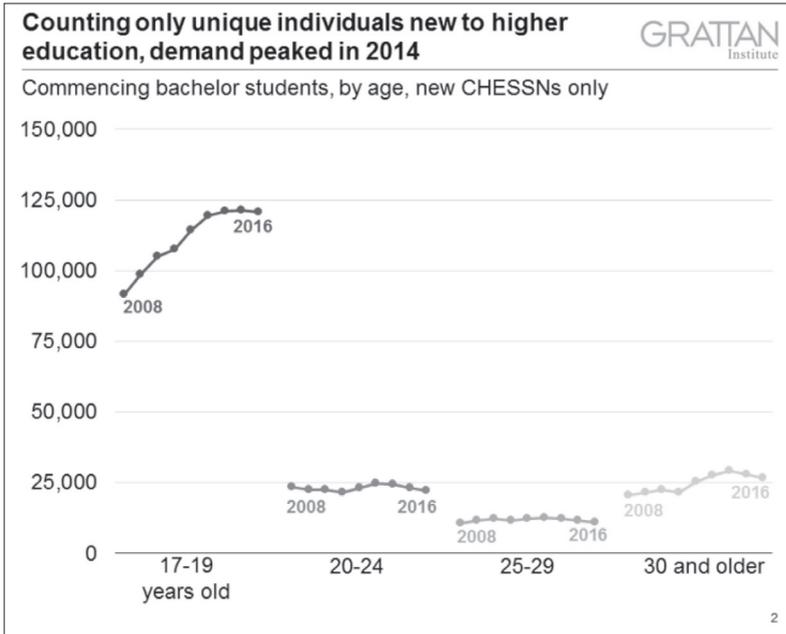
VTGは、職業教育訓練において、25歳から54歳の中高年の再教育を促した。

では、豪州全体での「需要主導の財政支援」は、本論の視点（中高年の再教育を促すか）からは、どう評価できるだろうか。

### 5.2.1 豪州での「中高年の再教育」への影響の評価

豪州での「需要主導の財政支援」は、中高年の再教育を促さなかったという評価がある（Daley et al. 2019: 115, Norton 2019a）。

図表 15 高等教育機関への新規入学者のみの推移。需要は 2014 年にピークに。  
新規学部生, 年齢別, 新 CHESSN<sup>13</sup> のみ



出典：Norton (2019a)

5. の最初に年表で示したように、「需要主導の財政支援」は、2012～2017年に実施されていた。

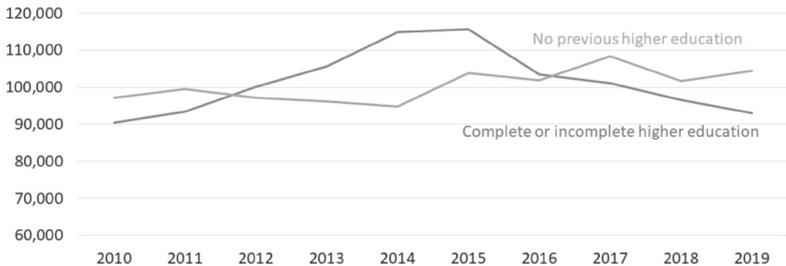
「需要主導の財政支援」は、学校卒業後すぐに大学に進学する機会をより多く創出したという見方がある。この時点で高等教育への意欲が満たされたため、潜在的な 25 歳以上の壮年層の高等教育市場は、「需要主導の財政支援」以前よりも小さくなっているという指摘がある (Daley et al. 2019: 115, Norton 2019a)。Norton (2019a) は、雇用環境が改善し、25～34 歳の雇用者率が 2017 年後半から記録的に高いことも、高等教育を受け

13 CHESSN は、豪州連邦高等教育学生支援番号 (Commonwealth Higher Education Student Support Number : CHESSN) で、2005 年に導入された 1 人に 1 つの識別名。豪州連邦の支援を受ける学生にはそれぞれ CHESSN が割り当てられる。学生は、所属する教育機関に関係なく同一の CHESSN をもつ (Cherastidtham & Norton 2018: 9)。

ようとする 25 歳以上の人が少ない理由だと説明できると指摘した(Norton 2019a)。

一方で、Norton (2019b) は、学校を出てから数年で学位を取得する人が増えたにもかかわらず、高等教育を受けたことのない人の高等教育への需要は減っていないという（図表 16 Norton 2019b, 2020: 28, 60）。

図表 16 豪州 高校三年生（Year12）以外の高等教育志願者の過去の最高学歴



出典：Norton (2019b)

もしかすると、「需要主導の財政支援」の下で、より多くの人々が、最初に満足したコースに入学することができ、別のコースに再申請する必要性が減ったのかもしれない（絶対的な申請数が依然として多いことを念頭に置いても）。しかし、これは推測であり、より詳細なデータ分析が必要であるという（Norton 2019b）。

以上を踏まえると、豪州では「需要主導の財政支援」が中高年の再教育を促すかどうかについては、データが足りず、まだ不明であるといっていだらう。

### 5.3 NZ「需要主導の財政支援」無しでの、中高年の再教育促進の必要性

一方、NZ のスミスは、「需要主導の財政支援」が中高年の再教育を促したが、「需要主導の財政支援」の停止と共に、中高年の再教育を必要不可欠なものに絞る、様々な政策を NZ 政府は取ったと指摘している。

5.1 で見たように、NZ は 2006 年に「需要主導の財政支援」を放棄した。

Smyth (2018) によれば、2006 年以降、政府はコミュニティ教育を削減し、学位取得を目的としない高等教育の質の見直しを開始し、業績評価と業績連動型財政支援を導入し、単位を取得できなかった産業研修生への資金提供を停止した。学生の平均年齢は下がった。修了率は上昇し、教育達成度は向上した。NZ は高等教育から価値を得ることに真剣に取り組むようになった。少なくとも、若者のための高等教育には真剣に取り組んでいた。それはとても良いことだった。

我々はくだらないものを切り捨てた。そのために 2006 年以降に行われた政策の重要性と価値を、誰も過小評価すべきではない。私たちに後悔はないはずだ。しかし、世界は変わった。生涯学習、つまり最初の中等後教育を超えた、価値の高い教育について語る時が来た。

他のほとんどの OECD 加盟国と比較して、NZ の生涯学習の受講率は良い。OECD の成人スキル調査 (Survey of Adult Skills) のデータによると、NZ の 25 歳から 64 歳の労働者は、何らかの教育や訓練を受ける割合が、フィンランド、デンマークに次いで 3 番目に高く、70% 以上が何らかの訓練を受けたことがあると回答している<sup>14</sup> (Smyth 2018)。

だが、労働市場が急速に変化する中で、生涯学習の供給が不足し、生涯学習の受講率が低くなる危険性がある。そうすると、ある程度の公的資金が必要となる。もしそうなら、政府、雇用者、被雇用者の貢献のバランスはどうあるべきなのだろうか？と、Smyth (2018) は問いかけている。

## 5.4 豪州で「需要主導の財政支援」を労働党が復活

### 5.4.1 「需要主導の財政支援」の復活：豪州大学アコード中間報告書

2022 年 5 月 23 日、豪州では 9 年ぶりの政権交代があり、労働党党首 A・アルバニーが新首相に就任した。労働党は、かつて 2007 年から 2013 年まで政権の座にいた。

---

14 フィンランドとデンマークのデータは 2012 年、NZ は 2015 年 (Smyth 2018)。

2022年11月、豪州政府は同国の高等教育システムの持続的な改革を推進するため、「大学アコード」（Australian Universities Accord）を策定すると発表した。「大学アコード」は、高等教育システムの現状を様々な観点から検討の上、豪州の大学を取り巻く主要な政策課題について関係者間のコンセンサスを形成し、大学への期待を明確にするものである。2008年の「ブラッドリー・レビュー」以来の大きな見直しとなる（（独）大学改革支援・学位授与機構 2023）。

「豪州大学アコード中間報告書（Australian Universities Accord Interim Report）」は、2023年6月末に教育大臣に提出された。同報告書は、優先的に取り組むべき事項を5つあげ、その3番目に、「需要主導の財政支援」の採用を掲げている。すなわち、

### 優先事項3

大都市圏の先住民の学生にも需要主導の財政支援を拡大することで、すべての先住民の学生が財政支援を受けながら大学に入学できるようにする。

2021年に導入された地方や遠隔地の先住民の学生に保証された財政支援の原則と一致させ、この財政支援制度は、大都市圏を含め、高等教育を受けるすべての先住民の人々に適用されるべきである（Department of Education, AU 2023: 12）。

「公平性と先住民」という見出しで、「豪州は、2031年までに先住民の70%が高等教育資格を取得するという『格差是正（Closing the Gap）』目標の達成に向けて進んでいない。現在、25歳から34歳の先住民の47%が高等教育資格を取得している」と同報告書は指摘し、政府に上記の優先事項3を推奨している（Department of Education, AU 2023: 38）。

また、同報告書は「2.1.4 質の高い高等教育へのアクセスを支援する普遍的な学習権利」では、次のようにいう。

本報告書は、個人が求める資格や証明書を確実に取得し（最初の資格取得以外も含む）、制度全体として国の技能ニーズに応えることができるよう、公的・私的な資金調達メカニズムを検討するものである。

これは普遍的な学習権利によって達成される。つまり、公的補助金、現在の HELP スキーム<sup>15</sup>と同様に所得連動ローン（ICL）を通じて支払われる学生負担金、および一部の生涯学習については適切な雇用者負担金を適切に組み合わせた、普遍的な学習権利である。その目的は、すべての豪州国民が高等教育資格の取得を十分期待できるような文化を創ることにあ

る。できるだけ多くの豪州国民が、手頃な価格で1つ以上の高等教育資格を取得できるようにすること等をめざす。

このような権利の追求はまた、従来の目標（例えば、大学進学率や、職業教育訓練や TAFE<sup>16</sup>の資格取得率）を超えて、政府、産業界、労働組合、教育提供者が一体となって、さまざまな技能その他の目標を達成するための取り組みを構築するものである。

このような変更は、以前の需要主導型の財政支援システムと類似しているが、本報告書は、「需要主導型の財政支援」という概念は、もはや現在に必要とされるものを反映していないと見ている。経済全体で必要とされるスキルに関する助言を、高等教育セクターの必要な行動に反映させ、参加および達成目標に対する進捗状況を監視するための選択肢を含め、地域および大都市圏全体でより計画的な高等教育の提供を目指すために、焦点

15 豪州政府は HECS および新たな学生向け高等教育費用負担支援スキームを包含する枠組みとして、HELP (Higher Education Loan Programme, 高等教育ローンプログラム) を設け、2005 年から実施した。連邦政府は、HELP ローン支出金を、学生本人に対してではなく、高等教育機関に支払うという資金の流れは HECS 時代と同様である。この改革に伴い、従前からの HECS プログラムは、① HECS-HELP (高等教育の費用の自己負担分を無利子かつ所得累進制で返済する「政府支援学生」< Commonwealth supported students > 向け) となった。なお、国内大学生のすべてが政府支援学生となるわけではなく、各年の対象学生数は予算制約や政府の方針等によっても変動することになる。そうした事情も踏まえて、①以外にも、② FEE-HELP (国内の授業料徴収学生向け。学部コースは手数料あり、大学院コースはなし)、③ OS-HELP (海外で学ぶ政府支援学生向け、手数料なし) が合わせて設けられた (河村 2018)。

16 TAFE は豪州の公立高等専門学校の呼称。Technical and Further Education の略。

を積極的に絞ることが必要である。

よって、ここで提案している、高等教育の達成に向けて国全体が積極的に協力して参加すること、すべての州政府と産業界が以上の目標に一致して積極的に参加することに、焦点を当ててさらに議論し、他の関連する国の改革とともに検討する必要がある（Department of Education, AU 2023: 51）。

#### 5.4.2 復活の根拠：生涯学習とは無関係

以上から、豪州の同報告書の主張は下記の2つである。

- ① 先住民の進学格差是正に「需要主導型の財政支援」は有効である。
- ② 「需要主導型の財政支援」は万能ではない。的確な焦点の政策との組合せが必要である。

つまり、本論の焦点であった、中高年の再教育を促すかどうかについては、「需要主導型の財政支援」に対して、同報告書は何の評価もしていない。

同報告書は、生涯学習の成長を促すため、高等教育を改革しなければならないという。だが、その改革のための手段として、「需要主導型の財政支援」に言及することは一度も無い。

なぜ、そうか？ おそらく、それは5.2で見たように、「需要主導型の財政支援」が、中高年の再教育を促すかどうかで現状では不明だからだろう。

### 6. 考察：研究結果と日本への示唆

本論は、「中高年の再教育を促す ICL とは、どのようなものか？」という問いから出発した。

だが、研究を進めた結果として分かったのは、下記の3点である。

第一に、NZでは ICL での年齢制限よりもむしろ、「需要主導型の財政支援」の停止と共に行われた、高齢等の学生を対象とした低レベルのコース等への助成を積極的に中止する措置が重要であった（4.2, 5.1）。

第二に、豪州では、「需要主導型の財政支援」が単独で、中高年の再教

育を促すかどうかは不明だと見られている (5.2.1, 5.4.2)。

第三に、3.の最後に書いた、「なぜ図表8から図表9のような変化が起きたのか」という疑問、すなわち、「NZが2010年には40歳以上の在学率で豪州を少し上回っていたのに、2020年には40～64歳の在学率で豪州がNZを抜いて首位に躍り出たのはなぜか」という疑問については、この6.の「第一に」で書いたように、NZが高齢等の学生を対象とした低レベルのコース等への助成を徹底して中止したことが大きく影響を与えたことが分かった。しかし、2013年に生活費のICLへの年齢制限が導入されたことは、影響を与えたかもしれないが、他の要因からの影響も排除できないことが分かった (4.2, 5.1)。

以上の結果を含め、本論全体の検討を踏まえた上で、日本で今後、ICLの設計を考えるための研究の方向性は、中高年の再教育を促すことを目的とするなら、以下の3点が考えられる。

第一に、生活費もICLの対象とすべきかどうかを検討することである。2016年までは豪州では、生活費はICLの対象とされておらず、同年にICLの対象になった。調査結果の第三に書いた疑問（「なぜ豪州がNZを2020年に上回ったか」）の原因の一つとも、一見考えられそうである。しかし、豪州でのこの政策変更は、資力調査を行った上で給付していた返さなくてよい給付型奨学金の「学生スタートアップ奨学金」を廃止し、返す必要があるICLの「学生スタートアップ・ローン」に変更したものであった (2.2の注2)。ICLの「学生スタートアップ・ローン」に変更した際に、資力調査の制限を緩め、より多くの学生が「学生スタートアップ・ローン」を利用できるようにしたのかどうか。今後さらに調査検討していく必要がある。

第二に、ICLでの年齢制限はできるだけ避けるべき、少なくとも導入には慎重であるべきだということである。NZの年齢制限が中高年の再教育を妨げたとはいえ切れないものの、影響を与えた可能性も排除できない。ICLで年齢制限を行っている国と、そうでない国の比較研究をさらに推進

していく必要がある。

第三に、高齢等の学生を対象とした低レベルのコース等への助成をどこまで行うべきかを考える必要がある。NZのように徹底して助成を削るという方向が、日本でも採用すべき方針かどうかを検討すべきである。大岡（2023）では、ICL制度を高齢者が利用してリカレント教育を受けたときの外部効果（年金や失業手当、医療費や介護費等の社会保障や社会保険の給付削減効果）を概算し、それを元に高齢者へのICL制度を、返済を期待しない一種の補助金として、年齢制限無しに認めていくことは可能だろうと書いた。そのような補助金が制度的に可能なのか、それともNZのような方針がよいのか、さらに検討していく必要がある。

謝辞

本研究は、JSPS 科研費基盤研究（C）JP21K01891、2023年度中京大学特別個人研究費・奨励研究費および2023年度中京大学内外研究員制度（その他の研究員）の支援を受けたものである。記して感謝する。

## 【文献】

- Australia Government, 2008, "Review of Australian Higher Education, Final Report, December 2008 (Expert Panel Chair: Professor Denise Bradley, AC)," <https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2008-12/apo-nid15776.pdf>
- Barr, Nicholas, 2014, "Income Contingent Loans and Higher Education Financing: Theory and Practice," Chapman, B., Higgins, T. and Stiglitz, J. E. eds., *Income contingent loans: theory, practice and prospects*, Palgrave Macmillan UK. Kindle, 63-75.
- Binning, E., 2011, "Loan cuts for older students attacked," NZ Herald, 2011.5.20.
- Chapman, B., 2014, "Income Contingent Loans: Background," Chapman, B., Higgins, T. and Stiglitz, J. E. eds., *Income contingent loans: theory, practice*

*and prospects*, Palgrave Macmillan UK. Kindle,12-28.

- , 2018, "It works in practice, but would it work in theory? Joseph Stiglitz's contribution to our understanding of income contingent loans," Guzman, M. ed., *Toward a Just Society: Joseph Stiglitz and Twenty-First Century Economics*, Columbia University Press, 479-92.
- Chapman, B., T. Higgins, and D. Taylor, 2009, "Income Contingent Loans for Mature Aged Training," *Australian Journal of Labour Economics*, 12 (2):167-179.
- Crawford, R. J., 2016, *History of tertiary education reforms in New Zealand*, New Zealand Productivity Commission.
- Cherastidtham, I. and Norton, A., 2018, *University attrition: what helps and what hinders university completion?*, Grattan Institute.
- Daley, J., Duckett, S., Goss, P., Norton, A., Terrill, M., Wood, D., Wood, T. and Coates, B., 2019, *Commonwealth Orange Book 2019: Policy priorities for the federal government*, Grattan Institute.
- De Gayardon, A., Callender, C. and Green, F., 2019, "The determinants of student loan take-up in England," *Higher Education*, 78: 965-83.
- Department of Education, AU, 2020, "Report of the Review of the Demand Driven Funding System," <https://www.education.gov.au/reviews-and-consultations/report-review-demand-driven-funding-system>
- , 2023, "Australian Universities Accord Interim Report," <https://www.education.gov.au/australian-universities-accord/resources/accord-interim-report>
- Department of Social Services, AU, 2017, "30 June 2016 Valuation Report: Final Report 2017, " [https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/11\\_2017/j16\\_valuation\\_report\\_final.pdf](https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/11_2017/j16_valuation_report_final.pdf)
- ETH Zurich, KOF Swiss Economic Institute, 2019, "The KOF education system factbook: New Zealand," Edition 1. Zurich, Switzerland : ETH Zurich, KOF

- Swiss Economic Institute, [https://www.zbw.eu/econis-archiv/bitstream/11159/3792/1/Factbook%20Education%20System\\_New%20Zealand.pdf](https://www.zbw.eu/econis-archiv/bitstream/11159/3792/1/Factbook%20Education%20System_New%20Zealand.pdf)
- FiBS (Forschungsinstitut für Bildungs- und Sozialökonomie) and DIE (Deutsches Institut für Erwachsenenbildung), 2013, "Annex to the Final Report. Developing the Adult Sector. Lot 2: Financing the Adult Learning Sector. Contract AEC 2012-0073," [https://arhiv.acs.si/porocila/Financing\\_the\\_Adult\\_Learning\\_Sector-annex.pdf](https://arhiv.acs.si/porocila/Financing_the_Adult_Learning_Sector-annex.pdf)
- Gianella, J. L., 2021, "New Zealand's 1989 skill ecosystem reform: preparations, implementation, outputs and outcomes," Unpublished Master's thesis. Victoria University of Wellington.
- Hillman, N., 2014, "A comparison of student loans in England and Australia," HEPI Report 66, Oxford: Higher Education Policy Institute, <https://www.hepi.ac.uk/wp-content/uploads/2014/04/FINAL-AUSTRALIA-PIECE.pdf>
- House of Representatives, NZ, 2012, "Robertson, Grant: Student Loan Scheme Amendment Bill (No 2) — First Reading," [https://www.parliament.nz/en/pb/hansard-debates/rhr/document/50HansS\\_20120920\\_00000989/robertson-grant-student-loan-scheme-amendment-bill-no](https://www.parliament.nz/en/pb/hansard-debates/rhr/document/50HansS_20120920_00000989/robertson-grant-student-loan-scheme-amendment-bill-no)
- Hunt, S., Callender, C. and Parry, G., 2016, *The entry and experience of private providers of higher education in six countries*, London: Centre for Global Higher Education.
- Kemp, D. and Norton, A., 2014, "Review of the demand driven funding system," Canberra: Department of Education, <https://www.education.gov.au/reviews-and-consultations/report-review-demand-driven-funding-system>
- Maani, Sholeh A., 1997, *Investing in Minds: The Economics of Higher Education in New Zealand*, Wellington: Institute of Policy Studies.
- Ministry of Education, NZ, 2002, "Annual Report: Student Loan Scheme," Wellington: Ministry of Education.

- , 2013, *Student loan scheme annual report 2012/13*, Wellington: Ministry of Education, <https://www.educationcounts.govt.nz/publications/80898/2555/student-loan-scheme-annual-report-2013>
- , 2016, *Student Loan Scheme Annual Report 2015/16*, Wellington: Ministry of Education, [https://www.educationcounts.govt.nz/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0007/180709/Student-Loan-Scheme-2016-131216.pdf](https://www.educationcounts.govt.nz/__data/assets/pdf_file/0007/180709/Student-Loan-Scheme-2016-131216.pdf)
- , 2017, “Changes to the student support system,” Wellington: Ministry of Education, [https://www.educationcounts.govt.nz/\\_\\_data/assets/pdf\\_file/0020/183710/Student-support-changes.pdf](https://www.educationcounts.govt.nz/__data/assets/pdf_file/0020/183710/Student-support-changes.pdf)
- Ministry of Social Development, NZ, 2012, “Budget 2012 - Changes to Student Loans and Allowances,” <https://www.studylink.govt.nz/about-studylink/news/2012/budget-2012-changes-to-student-loans-and-allowances.html>
- , 2016, *The Social Report 2016*, <https://socialreport.msdc.govt.nz/>
- Nikula, P.-T., 2015, “Expansion and Contraction in Student Funding Policies: a Cross-Country Study of Higher Education Cost-Sharing Reforms in Finland and New Zealand,” *Politics and International Relations*, the University of Auckland.
- Norton, A., 2019a, “Why is mature-age university demand trending down?” Andrew Norton’s blog, <https://andrewnorton.net.au/2019/03/18/why-is-mature-ageuniversity-demand-trending-down/>
- , 2019b, “Is declining higher education demand a concern?” Andrew Norton’s blog, <https://andrewnorton.net.au/2019/10/31/is-declining-higher-educationdemand-a-concern/>
- , 2020, *After demand driven funding in Australia: Competing models for distributing student places to universities, courses and students*, HEPI Report 128, Oxford: Higher Education Policy Institute.
- , 2022, “Tertiary student finances under COVID-19,” ANU Centre for Social Research and Methods.

- Norton, A. and Cherastidtham, I., 2014, *Doubtful debt: the rising cost of student loans*, Grattan Institute.
- , 2019, *Risks and rewards: when is vocational education a good alternative to higher education?*, Grattan Institute.
- Norton, A., Cherastidtham, I. and Mackey, W., 2018, *Mapping Australian higher education 2018*, Grattan Institute.
- OECD, 2012, *Education at a Glance 2012: OECD Indicators*, Paris: OECD Publishing, <http://dx.doi.org/10.1787/eag-2012-en>
- , 2022, *Education at a Glance 2022: OECD Indicators*, Paris: OECD Publishing, <https://doi.org/10.1787/3197152b-en>
- Polidano, C., van de Ven, J. and Voitchovsky, S., 2017, "The Power of Self-Interest: Effects of Education and Training Entitlements in Later-Life," Melbourne Institute Working Paper Series No. 12/17.
- Probert, B., 2015, *The quality of Australia's higher education system: How it might be defined, improved and assured*, Canberra: Australian Government Office for Learning and Teaching.
- Productivity Commission, NZ, 2017, *New models of tertiary education: Final Report*, <https://www.productivity.govt.nz/inquiries/new-models-of-tertiary-education/>
- Smyth, R., 2012a, "20 years in the life of a small tertiary education system," A paper prepared for the 2012 general conference of the OECD unit Institutional Management in Higher Education, Paris, September 2012, <https://rogersmyth.com/20-years-in-the-life-of-a-small-tertiary-education-system/>
- , 2012b, "University admissions: lessons from the New Zealand experience," Presentation to a conference Australian university managers, August 2012.
- , 2018, "We need to talk about ... life-long learning," <https://rogersmyth.com/we-need-to-talk-about-life-long-learning/>

- , 2022a, “Enrolments by age group.”
- , 2022b, “Changes to the student support system.”
- , 2023a, “Time series on ppn rates.”
- , 2023b, “Strategy, Policy, Analysis | Tertiary Education, Analysis and advice on tertiary education in New Zealand,” <https://rogersmyth.com/about/>
- 大岡 頼光, 2023, 「リカレント教育を促す所得連動返還型奨学金を求めて：イングランドの失敗と豪州の比較から」『中京大学社会学研究科社会学論集』（22）：1-50.
- 奥 和義, 2020, 「WTO 設立以降の教育サービスの国際化と日本の高等教育」『關西大學經濟論集』70（1-2）：285-307.
- 外務省, 2023, 「ニュージーランド（New Zealand）基礎データ」, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nz/data.html>
- 河村 小百合, 2018, 「高等教育政策運営と費用負担の在り方：豪の HECS- HELP の運営とわが国で求められる改革の方向性」『JRI レビュー』2018（10）：2-26.
- コトバンク, 2023, 「国際標準教育分類」平凡社「大学事典」<https://kotobank.jp/gs/?q=%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%95%99%E8%82%B2%E5%88%86%E9%A1%9E>
- 佐藤 裕紀・長島 啓記・日暮 トモ子・吉田 重和, 2019, 「比較教育研究における国際標準教育分類（ISCED）活用の可能性：ISCED2011 の成立経緯・特徴・課題」『早稲田教育評論』33（1）：81-100.
- 芝田 英昭, 2015, 「ニュージーランド社会保障の概要と課題」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3: 99-121.
- 下村 隆之, 2006, 「オーストラリアの州政府が展開する先住民教育の課題：ニューサウスウェールズ州におけるアボリジナル教育アシスタント（AEA）を事例として」『オーストラリア研究紀要』32: 111-26.
- 杉本 和弘, 2004, 「ニュージーランド：「競争」から「協同」への高等教育政策転換」馬越徹編『アジア・オセアニアの高等教育』玉川大学出版部, 228-47.
- 総務省統計局, 2020, 「人口推計（2019年（令和元年）10月1日現在）」, <https://>

[www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html](http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html)

角田 猛之, 2022, 「1980年代以降のマオリの高等教育の展開：マオリ語とマオリの  
知に依拠した高等教育機関ワナンガをめぐる」『關西大學法學論集』71（5）：  
1226-87.

寺倉 憲一, 2011, 「高等教育費の負担軽減をめぐる諸問題－我が国の課題とオース  
トラリアにおける所得連動型学生ローンの事例」『レファレンス』61（9）：  
141-66.

（独）大学改革支援・学位授与機構, 2023, 「オーストラリア政府が約15年ぶりに  
高等教育レビューの実施を発表」高等教育質保証の海外動向発信サイト QA  
UPDATES, <https://qaupdates.niad.ac.jp/2023/03/23/universities-accord/>

中村 真也, 2019, 「諸外国の大学授業料と奨学金【第2版】」『調査と情報 = Issue  
brief』（1048）：巻頭1-14.

中村 浩子, 2021, 「後期中等教育資格制度における包摂性：ニュージーランド  
NCEA 制度の改革」『国際研究論叢：大阪国際大学紀要』34（2）：13-33.

福本 みちよ, 2012, 「ニュージーランドの高等教育における質保証システム」『教  
育制度学研究』2012（19）：288-93.

——, 2020, 「教育と労働の接続と教育の質保証——高等教育制度」青木麻衣子・佐  
藤博志編著『第3版 オーストラリア・ニュージーランドの教育——グローバル  
社会を生き抜く力の育成に向けて』東信堂, 157-69.

水田 健輔, 2007, 「ニュージーランドにおける高等教育ファンディングの改革－比  
較評価の視点から見た改革のデザインと日本への示唆」『大学財務経営研究』  
（4）：35-74.

未来工学研究所, 2018, 「所得連動型教育費負担制度による高等教育費の家計負担  
の軽減に関する調査研究」平成29年度文部科学省「先導的大学改革推進委託  
事業」報告書, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/itaku/1413927.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1413927.htm)

安井 洋輔, 2020, 「わが国とニュージーランドのシニア就業を巡る環境の比較：働  
く意欲の維持と働きやすい環境の整備が鍵（特集 高齢社会における諸問題）」  
『JRI レビュー』2020（5）：47-70.

吉田 裕治, 2004, 「ニュージーランドの高等教育制度改革の概要」『会計検査研究』  
(30) : 189-98.